

奈良県告示第百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、法隆寺東部土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和三年八月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	野口 英治	生駒郡斑鳩町法隆寺二―八―四
〃	福田 武二郎	〃 法隆寺二―四―三四
〃	安村 博一	〃 法隆寺北二―一―二二
〃	斧田 文夫	〃 法隆寺二―二―三六
〃	清水 保平	〃 法隆寺二―九―二二
〃	池元 秀次	〃 法隆寺北一―四―三九
監事	福田 千代司	〃 法隆寺東一―三―三三
〃	奥田 泰正	〃 法隆寺一―三―六

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	野口 英治	生駒郡斑鳩町法隆寺二―八―四
〃	福田 武二郎	〃 法隆寺二―四―三四
〃	安村 博一	〃 法隆寺北二―一―二二
〃	里川 彦一	〃 法隆寺北一―四―二二
〃	清水 保平	〃 法隆寺二―九―二二
〃	平山 憲司	〃 法隆寺東一―三―二二
監事	奥田 泰正	〃 法隆寺一―三―六
〃	山根 一紀	〃 法隆寺南三―一―八